

令和2年6月8日

保護者の皆様

都留市立谷村第二小学校  
校長 久保島 修

携帯電話所持及び使用について（お知らせ）

保護者の皆様方におかれましては御健勝のことと拝察申し上げます。

さて、標記の件ですが谷村第二小学校では、以下の要領を定め、その要領により判断してまいりますので、何とぞ主旨を御理解頂き、了解願いたいと思います。

文部科学省通知文書（「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」20文科初第1156号）では、以下のように通知されています。

(1) 小学校及び中学校

- 1 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。
- 2 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情も想定されることから、そのような場合には、保護者から学校長に対し、児童生徒による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

（上記通知より一部抜粋）

## ◎谷村第二小学校の携帯電話所持及び使用について

- 1 携帯電話は、教育活動について直接必要ないものであるため、**学校への持ち込みについては原則禁止**とする。
- 2 緊急の連絡手段その他**やむを得ない事情がある場合は**、学校長に**別添申請書を提出し、持ち込み事由が充分了解できると判断された時は持ち込みを許可**する。  
但し、その時は持ち込み**児童が責任を持って保持**すること。また、**校内では使用させない**。携帯電話の**破損・紛失・盗難等**については、**学校として責任を負えない**。
- 3 **単年度ごとに更新**する。

都留市立谷村第二小学校  
校長 久保島 修 殿

携帯電話所持申請書兼許可証

下記児童は以下のルールを理解し、携帯電話の所持を申請します。

- 1 校内での使用はしません。
- 2 歩きながらの使用や電車やバスの中での使用はしません。
- 3 携帯電話、メール、付属カメラなどで他人に迷惑をかけません。
- 4 携帯電話の盗難、紛失、破損等で学校に迷惑をかけません。
- 5 携帯電話の使い方についての家庭での約束を、必ず守らせます。

学 年	
児童氏名	
保護者氏名	印
携帯番号	— —
所持の理由	

※携帯電話番号は登下校時または、緊急の場合のみ使用し、他の目的には使用しません。また、児童には個人情報として厳重に管理させることを誓います。

・・・・・・・・・・ 以下 学 校 記 入 欄 ・・・・・・・・・・

都留市立谷村第二小学校 年

児童氏名 保護者氏名

上記児童の携帯電話所持を許可します。

- |        |       |
|--------|-------|
| 1 許可条件 | 上記の通り |
| 2 許可期間 | 令和2年度 |

**附 記**

個人情報として知り得た携帯電話番号は、本校職員のみの開示とし、外部には公開しません。また、年度末には、携帯電話所持申請書はシュレッダーにかけ破棄します。

令和2年 月 日

谷村第二小学校 久保島 修 印